

龍ヶ崎市バトン承継支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、龍ヶ崎市内（以下「市内」という。）の中小企業及び小規模企業（以下「中小企業等」という。）における事業承継を円滑に推進するため、後継者又は後継候補者（以下「後継者等」という。）の育成に資する養成講座、研修等（以下「研修等」という。）に係る経費に対して、予算の範囲内において龍ヶ崎市バトン承継支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、龍ヶ崎市補助金等交付規則（平成15年龍ヶ崎市規則第17号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業 中小企業基本法（昭和38年法律第154号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する中小企業者であって、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (2) 小規模企業 法第2条第5項に規定する小規模企業者であって、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (3) 代表者 後継者又は中小企業等を営む者であって、後継候補者に事業承継をする予定であるものをいう。
- (4) 後継者 事業承継をした者であって、当該事業承継をした日から第8条第1項の規定による申請を行う日（以下「申請日」という。）までにおいて3年以内のものをいう。
- (5) 後継候補者 将来的に事業承継を予定する者であって、代表者（後継者を除く。）が経営する中小企業等の役員又は従業員、代表者の親族その他市長が適当と認めるものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、中小企業等又はその代表者であって、次の各号に掲げる要件をいずれも満たすものとする。

- (1) 中小企業等が創業した日から起算して20年以上経過していること。ただし、フランチャイズ契約又はこれに類する契約に基づく事業及び別表に定める事業を行う中小企業等を除く。
- (2) 代表者（後継者に事業承継をした者を含み、後継者を除く。）が申請日において50歳以上であること。
- (3) 後継者等が次のいずれにも該当すること。
 - ア 申請日において40歳以下であること。
 - イ 研修等が修了した場合において、市内で5年以上継続して事業承継をした事業（事業承継をする予定の事業を含む。）を行う意思があること。
 - ウ 水戸商工会議所が運営する茨城県事業承継・引継ぎ支援センター（以下「茨城県事業承継・引継ぎ支援センター」という。）の支援を受け、事業承継を行ったこと、又は行う予定であること。

(補助対象者とならない者)

第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助対象者としなない。

- (1) 中小企業等若しくはその代表者又は後継候補者が市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料及び下水道使用料を滞納している場合
- (2) 中小企業等が政治団体である場合
- (3) 中小企業等が宗教上の組織又は団体である場合
- (4) 中小企業等若しくはその代表者又は後継候補者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号の暴力団若しくは同条第6号の暴力団員又は暴力団の統制の下にある者である場合
- (5) 代表者又は後継候補者が国、県又は市から補助金と同種の補助金等の交付を受けている場合
- (6) 前各号に掲げるもののほか、第1条に規定する補助金の趣旨に照らして適當ではないと市長が認める場合
（補助対象経費）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、後継者等を育成するため、当該後継者等が第8条第1項の規定による申請を行う年度（以下「補助申請年度」という。）に受講する研修等（オンラインにより受講する研修等を含み、その受講先が修了証等を発行できない研修等を除く。）に要する費用であって、第9条第1項の規定により補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の3月31日までに支払が完了した費用とする。ただし、やむを得ない理由により当該補助申請年度の開始前に支払が完了した場合にあっては、補助対象経費とすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる費用は、補助対象経費としなない。

- (1) 研修等のための宿泊費
- (2) 研修等のための交通費
- (3) 資格取得のための検定料
- (4) 社内研修に要する経費
- (5) 金融機関等への振込手数料
（補助金の額等）

第6条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額とし、100万円を上限とする。この場合において、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（補助対象期間等）

第7条 補助金の交付の対象となる期間は、年度を単位とし、最長2年度までとする。ただし、年度ごとの申請手続を必要とし、第1年度の補助金の交付の決定を受けた者に限り、第2年度の補助金の交付の申請を行うことができるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、第1年度の補助金の交付の決定を受けた者であって、当該決定に係る研修等と第2年度の補助金の交付の申請に係る研修等が異なるものは、当該申請を行うことができない。

3 第1年度の補助金の交付の申請の期限は、令和11年3月31日とする。

(補助金の交付の申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、龍ヶ崎市バトン承継支援事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(様式第2号)
- (2) 収支予算書(様式第3号)
- (3) 龍ヶ崎市バトン承継支援事業に係る支援確認書(様式第4号)
- (4) 研修等の受講先が発行する当該研修等の内容が確認できる資料
- (5) 申請者(申請者が法人にあっては、その代表者)及び後継者等の住民票の写し(発行の日から3か月以内のもの)
- (6) 法人にあっては、登記事項証明書(発行の日から3か月以内のもの)の写し
- (7) 個人事業主にあっては、税務署に提出した個人事業の開業・廃業等届出書の写し
- (8) 申請者(申請者が法人にあっては、その代表者を含む。)及び後継者等の完納証明書(発行の日から3か月以内のもの)又はその写し
- (9) 誓約書(様式第5号)
- (10) 補助対象経費の内訳が分かる書類
- (11) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定により第2年度以降の補助金の交付の申請を行うときは、前項各号に掲げる書類の一部の添付を省略することができる。

(補助金の交付の決定)

第9条 市長は、前条の規定による申請があったときは、次条に規定する会議を開催し、その内容を審査の上、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、龍ヶ崎市バトン承継支援事業補助金交付決定通知書(様式第6号)により、申請者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により補助金の交付をしないと決定したときは、龍ヶ崎市バトン承継支援事業補助金不交付決定通知書(様式第7号)により、申請者に通知するものとする。

(会議)

第10条 前条第1項の審査に当たり、次に掲げる事項について協議するため、会議を設置するものとする。

- (1) 前条第1項の規定により補助金の交付の可否を決定する際の採択基準に関すること。
- (2) 申請者の申請内容及び補助金の交付の可否に関すること。
- (3) その他市長が必要と認めること。

2 前項の会議は、次に掲げる者により組織するものとし、市民経済部長が必要に応じて招集するものとする。

- (1) 市民経済部長
- (2) 商工観光課長
- (3) 茨城県事業承継・引継ぎ支援センターの職員
- (4) その他市長が必要と認める者
(変更等の承認)

第11条 第9条第1項の規定により補助金の交付の決定を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、当該補助金の交付の決定を受けた申請の内容（以下「補助対象事業」という。）を変更し、中止し、又は廃止しようとするときは、龍ヶ崎市バトン承継支援事業補助金変更（中止・廃止）承認申請書（様式第8号）に必要な書類を添えて市長に申請し、その承認を受けなければならない。ただし、補助金の交付の決定の額に変更を及ぼさない軽微な変更については、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、変更等の可否を決定し、龍ヶ崎市バトン承継支援事業補助金変更（中止・廃止）承認決定通知書（様式第9号）により、当該申請をした交付決定者に通知するものとする。

(実績報告)

第12条 交付決定者は、補助対象事業が完了したときは、当該補助対象事業の完了の日から30日を経過する日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、龍ヶ崎市バトン承継支援事業補助金実績報告書（様式第10号。以下「実績報告書」という。）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書（様式第11号）
- (2) 収支決算書（様式第12号）
- (3) 補助対象経費の支払を証明する書類（領収書等）の写し
- (4) 研修等の受講先が発行する当該研修等の修了を証明する書類（研修等の受講が途中である場合は、補助申請年度において研修等を受講したことを証明する書類）

(補助金の額の確定)

第13条 市長は、前条の規定により実績報告書の提出を受けたときは、その内容を審査の上、交付すべき補助金の額を確定し、龍ヶ崎市バトン承継支援事業補助金交付額確定通知書（様式第13号。以下「確定通知書」という。）により、交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第14条 交付決定者は、前条の規定により確定通知書を受けたときは、速やかに龍ヶ崎市バトン承継支援事業補助金交付請求書（様式第14号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、交付決定者に補助金を交付するものとする。

(実施状況等の報告)

第15条 市長は、必要と認めるときは、次に掲げる事項について報告を求め、又は調査することができる。

- (1) 補助対象事業の成果
- (2) 事業承継の進捗状況
- (3) その他市長が必要と認める事項

(補助金の返還)

第16条 規則第17条に規定する補助金の返還の命令は、龍ヶ崎市バトン承継支援事業補助金返還請求書(様式第15号)により行うものとする。

(証拠書類の保存)

第17条 交付決定者は、補助対象事業に係る帳簿及び証拠書類を整理し、事業完了の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(補則)

第18条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和12年3月31日限り、その効力を失う。

(失効後の経過措置)

3 この告示の失効の日以前に補助金の交付を受けた者に係る第16条及び第17条の規定は、同日後もなおその効力を有する。

別表(第3条関係)

事業の種類
農業(農業サービス業及び園芸サービス業を除く。)
林業
無店舗小売業
金融業及び保険業(保険媒介代理業及び保険サービス業を除く。)
医療及び福祉の医療業のうち病院、一般診療所及び歯科診療所
社会保険、社会福祉及び介護事業

サービス業等のうち以下のもの

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の規定による許可等が必要な業種

易断所、観相業及び相場案内業

競輪、競馬等の競走場・競技団業

芸妓業及び芸妓斡旋業

場外馬券売場、場外車券売場等の競輪・競馬予想業

パチンコホール、ビンゴゲーム場、射的場及びスロットマシン場

興信所（専ら個人の身元、身上、素行、思想調査等を行うものに限る。）

集金業及び取立業（公共料金又はこれに準ずるものを除く。）

宗教

政治、経済、文化団体等の非営利事業を行う団体